令和元年12月24日												<del>号</del>	外
	部を改正する規則	○ 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一  正する規則	初任給	則の一部を改正する規則	○ 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規	【人事委員会】	(県例規集登載)	する規則	○ 岡山県営住宅条例施行規則の一部を改正	【規則】	目次	L J Z	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
		"	IJ		人事委員会				住宅課		担当課(室)	[i	発行
													目次
													担当課(室)

### ◎岡山県規則第六十七号

県営住宅条例施行規則 0 部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

県営住宅条例施行規則 (平成九年岡山県規則第五十八号)  $\mathcal{O}$ 部を次の ように改

正する。

第二条第一

項第二号を次のように改める。

二削除

四削除

第二条第三項第四号を次のように改める。

を削り、同項各号を削る。

第七条第一項中

「及び連帯保証

人

及び

「並びに連帯保証人に係る次に掲げる書類」

第八条及び第九条を次のように改める。

### 第八条及び第九条

第十四条中 を「から第三号まで、 カ ら第七号まで」を「及び第三号から第七号まで」 第五号及び第六号」 に、 「第九条」を 「第七条」 に、 カ に改める。 ら第六号ま

### 附則

」の規則は、令和二年四月一日から施行する。

# ◎岡山県人事委員会規則第二十九号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月二十四日

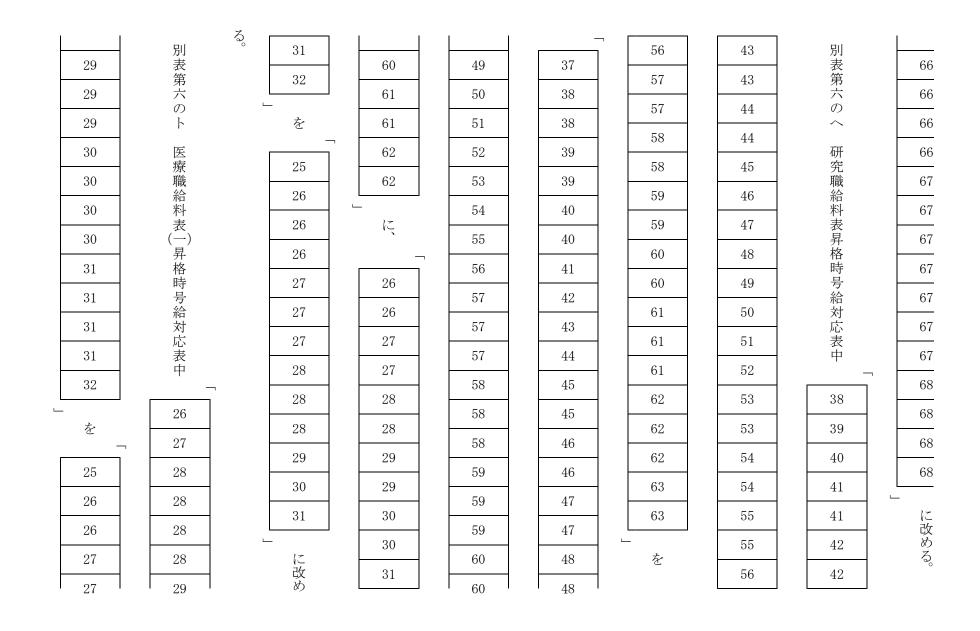
岡山県人事委員会委員長 秋 山

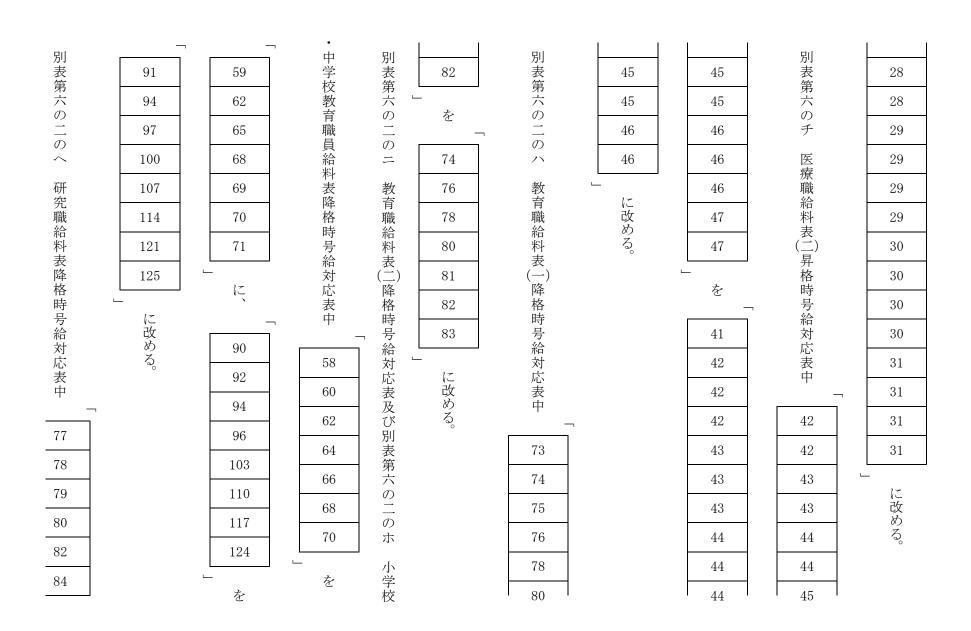
昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

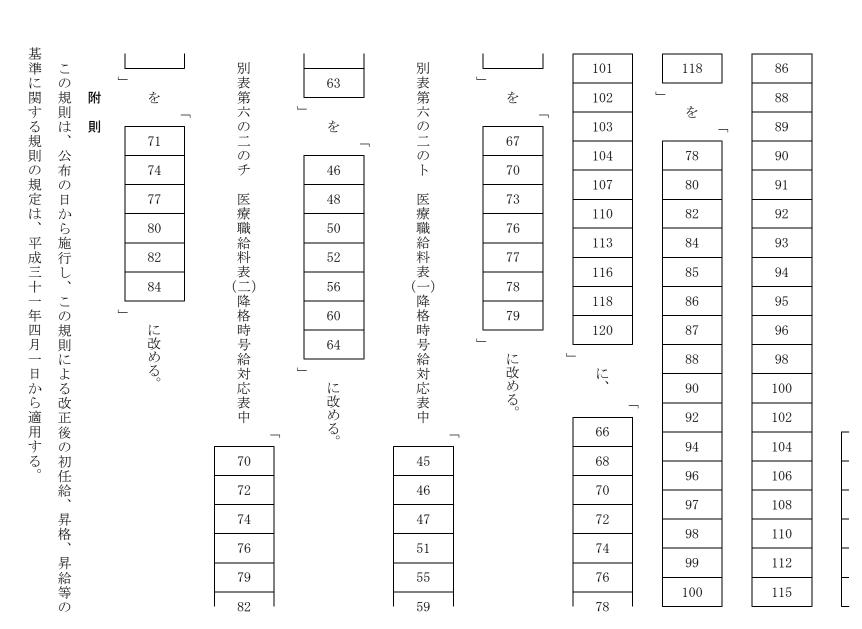
昇給等の基準に関する規則 (昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三

)の一部を次のように改正する。

1	I I	1 1	-	¬ ı ı	教	H.I	I	Tr.I
	62	66	62	51	教育職員給料表昇格時号給対応表中	別表第六のニ	47	別表第六のハ
	62	67	62	52	具給	第六の	47	現 六 の
	62	67	63		科 表 目	<i>O</i>	48	ハ
	63	67	63	を 「	格	教		教
	63	67	64	45	号	職	を -	職
	63	67	64	46	紹 対 c	科書	41	料
	64	67	65	46	心 表	教育職給料表二昇格時号給対応表及び別表第六のホ」	42	教育職給料表(具格時号給対応表中
	64	67	65	46	<del>円</del> -	,格	42	格
	64	68	65	47	46	呀 号 公	43	号
	65	68	65	47	46	村	43	対
	65	68	65	47	47	表表	44	表
	65	68	65	48	47	及 び 即	44	Ψ ¬
	65	68	65	48	48	表	45	42
	65	68	66	48	48	サナ の	46	43
	65	68	66	49	49	ホ	47	44
	65	69	66	50	49	小		45
	66	 _ を	66	51	50	小学校・中学校	に改める。	45
	66	~ ~ ~	66		50	中	ž <sub>o</sub>	46
	66	61	66	に、	51	子校		46







### ◎岡山県人事委員会規則第三十号

初任給調整手当に関する規則の 一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月二十四日

人事委員会委員長

信

初任給調整手当に関する規則の 一部を改正する規則 Щ

のように改正する。

初任給調整手当に関する規則

(昭和三十六年岡山県人事委員会規則第九号)

次

第五条中 「十年」を「十五年」 に改める。

田 30,000 18,000 21,000 24,000 27,000 12,000 15,000 3,000 6,000 を 18,000 21,000 24,000 27,000 34,000 42,000 万 50,000 12,000 15,000 30,000 38,000 46,000 9,000 に改める。

この規則は、 令和二年四月 日から施行する。

則

## ◎岡山県人事委員会規則第三十一号

末手当及び勤勉手当に関する規則  $\mathcal{O}$ 部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月二十四日

[山県人事委員会委員長 秋 山 義 与

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末 手当及び勤勉手当に 関する規則(昭和三十八年岡山県人事委員会規則第二十三号)

第十三条第一項第一号中「百分の百十二・五以の一部を次のように改正する。

百三十八 百四十三・ 五以上百分の百九十五」 百十四・五」 五」を「百分の百六以上百分の百十七・ 五. 「百分の 五以上百分の二百三十五」に改め、 を 八十九 に改める。 「百分の 百二十九以上百分の百四十三・五」に改め、 に、 五. 「百分の 「百分の九十四・ 百三十八 五以上百分の百八十五」 五に、 同項第二号中 五以上百分 五に、 「百分の百二十四 「百分の百 の二百二十五」を 「百分の を 九 百一 同 「百分の 項第三号及び 以上百: 五.

### 附則

定は、 こ の 規則は、 令 和 元年十二月 公布  $\mathcal{O}$ 日 日 から施行 から適用する。 改 正  $\mathcal{O}$ 期末手当及び